

加東市東条福祉センター「とどろき荘」条例の改正案

現 行	改 正 案
<p>○加東市東条福祉センター「とどろき荘」条例 (設置)</p> <p>第1条 住民福祉の向上及び文化教養の向上を図り、総合的な福祉社会づくりに寄与するための施設として、加東市東条福祉センター「とどろき荘」(以下「東条福祉センター」という。)を設置する。</p> <p>(位置)</p> <p>第2条 東条福祉センターの位置は、加東市岡本1571番地1とする。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 東条福祉センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 宿泊業務に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2) 浴場業務に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3) 部屋の使用業務に関する<u>こと</u>。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、必要な業務(開館時間等)</p> <p>第4条 東条福祉センターの開館時間及び利用時間(以下「開館時間等」という。)は、次のとおりとする。ただし、市長が特</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 住民福祉の向上及び文化教養の向上を図り、総合的な福祉社会づくりに寄与するための施設として、加東市東条福祉センター「とどろき荘」(以下「東条福祉センター」という。)を設置する。</p> <p>(位置)</p> <p>第2条 東条福祉センターの位置は、加東市岡本1571番地1とする。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 東条福祉センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 浴場業務に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2) 部屋の使用業務に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な業務(開館時間等)</p> <p>第4条 東条福祉センターの開館時間及び利用時間(以下「開館時間等」という。)は、次のとおりとする。ただし、市長が特</p>

現 行	改 正 案
<p>に必要があると認めるときは、開館時間等を変更することができ。</p> <p>(1) 一般事務 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(2) 室の利用 午前9時から午後9時まで</p> <p>(3) 浴室 午前10時から午後9時まで</p> <p>(4) 宿泊 午後4時から翌日の午前9時まで</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 東条福祉センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、休館日を変更することができる。</p> <p>(1) 12月29日から翌年の1月3日まで</p> <p>(2) 毎週水曜日</p> <p>(使用許可の制限)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、東条福祉センターの使用を拒否することができる。</p> <p>(1) 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 条例又は規則に違反したとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、東条福祉センターの管理上支障があると認めるとき。</p>	<p>に必要があると認めるときは、開館時間等を変更することができる。</p> <p>(1) 一般事務 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(2) 室の利用 午前9時から午後10時まで</p> <p>(3) 浴室 午前10時から午後9時まで</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 東条福祉センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、休館日を変更することができる。</p> <p>(1) 12月29日から翌年の1月3日まで</p> <p>(2) 毎週水曜日</p> <p>(使用許可の制限)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、東条福祉センターの使用を拒否することができる。</p> <p>(1) 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 条例又は規則に違反したとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、東条福祉センターの管理上支障があると認めるとき。</p>

現 行	改 正 案
<p>(使用料)</p> <p>第7条 東条福祉センターの利用者は、別表に定める使用料を納入しなければならぬ。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第9条 既納使用料は、還付しない。ただし、次に該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 災害その他不可抗力による事由により使用できなくなつたとき。</p> <p>(2) 使用者の責めによらない事由により使用できなくなつたとき。</p> <p>(原状回復の義務等)</p> <p>第10条 東条福祉センターの利用者の責めに帰すべき事由により、施設又は設備を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、これに要する費用を負担しなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第11条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、次に掲</p>	<p>(使用料)</p> <p>第7条 東条福祉センターの利用者は、別表に定める使用料を納入しなければならぬ。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第9条 既納使用料は、還付しない。ただし、次に該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 災害その他不可抗力による事由により使用できなくなつたとき。</p> <p>(2) 使用者の責めによらない事由により使用できなくなつたとき。</p> <p>(原状回復の義務等)</p> <p>第10条 東条福祉センターの利用者の責めに帰すべき事由により、施設又は設備を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、これに要する費用を負担しなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第11条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、次に掲</p>

現 行	改 正 案
<p>げる業務を法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>(1) 第3条各号に掲げる業務の全部又は一部</p> <p>(2) 市長の承認を得て東条福祉センターの開館時間及び休館日の変更を行うこと。</p> <p>(3) 東条福祉センターの使用許可に関すること。</p> <p>(4) 東条福祉センターの使用料の徴収に関すること。</p> <p>(5) 市長の承認を得て東条福祉センターの使用料の減免及び還付を行うこと。</p> <p>(6) 東条福祉センターの維持管理に関すること。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。</p> <p>2 市長は、法第244条の2第8項の規定により、第7条に規定する使用料を指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>3 指定管理者に第1項の業務を行わせる場合にあつては、第4条から第6条及び第8条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>(運営審議会の設置)</p> <p>第12条 東条福祉センターを管理運営するため運営審議会を設置する。</p>	<p>げる業務を法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>(1) 第3条各号に掲げる業務の全部又は一部</p> <p>(2) 市長の承認を得て東条福祉センターの開館時間及び休館日の変更を行うこと。</p> <p>(3) 東条福祉センターの使用許可に関すること。</p> <p>(4) 東条福祉センターの使用料の徴収に関すること。</p> <p>(5) 市長の承認を得て東条福祉センターの使用料の減免及び還付を行うこと。</p> <p>(6) 東条福祉センターの維持管理に関すること。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。</p> <p>2 市長は、法第244条の2第8項の規定により、第7条に規定する使用料を指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>3 指定管理者に第1項の業務を行わせる場合にあつては、第4条から第6条まで、<u>第8条及び別表の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(運営審議会の設置)</p> <p>第12条 東条福祉センターを管理運営するため運営審議会を設置する。</p>

現 行		改 正 案				
(委任) 第13条 この条例に定めるもののほか、東条福祉センターの管理運営に 関し必要な事項は、規則で定める。		(委任) 第13条 この条例に定めるもののほか、東条福祉センターの管理運営に 関し必要な事項は、規則で定める。				
別表(第7条関係)		別表(第7条関係)				
施設等使用料	区分	部屋別	料金	備考		
	宿泊(1泊)	洋室	1人4,500円	1 寝具の貸与を含み、食事は除く。		
施設等使用料	区分	和室	1人4,500円	2 障害者手帳所持者、小学生、小学校就学前2年の幼児の料金は半額。 3 小学校就学前2年未満の乳幼児は無料。		
		特別室	1人6,500円			
施設等使用料	区分	部屋別	午前(午前9時～正午)	午後(午後1時～午後5時)	夜間(午後6時～午後9時)	備考
		旧館和室	2,500円	3,200円	3,500円	1 間仕切り
施設等使用料	区分	旧館洋室	2,000円	2,200円	2,500円	使用は、半額。
		和室	1,500円	1,800円	2,000円	2 営利を目的とする。
施設等使用料	区分	洋室	1,200円	1,300円	1,500円	

現 行		改 正 案
	<p>3 1の適用を受けようとする者は、その身分が確認できるものを携帯すること。</p> <p>4 <u>宿泊する場合は、入場料を徴収しない。</u></p> <p>5 <u>市長が認める場合に優待券を発行する。</u></p>	
	<p>(注)</p> <p>(1) 上記金額には、消費税及び地方消費税を含む。</p> <p>(2) 「小学生」とは、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している児童をいう。</p>	